２　前項第一号の工事計画書には、届出に係る貯留等工作物の種類に応じて、別表第二の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）又は工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

３　法第七十五条第八項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十五による届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（添付書類の省略）

第三十四条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする場合において、その届出書に添付すべき書類のうち、経済産業大臣がその届出に係る貯留等工作物の型式、設計等からみて添付することを要しない旨の指示をしたものについては、前条第一項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

（使用前自主検査の対象）

第三十五条　法第七十五条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする貯留等工作物であって、法第七十六条第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（使用前自主検査の方法）

第三十六条　法第七十六条第一項の使用前自主検査は、貯留等工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、同条第二項各号の基準のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

（使用前自主検査の記録の作成及び保存）

第三十七条　法第七十六条第一項の規定により使用前自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　使用前自主検査年月日
二　使用前自主検査の対象
三　使用前自主検査の方法
四　使用前自主検査の結果
五　使用前自主検査を実施した者の氏名（使用前自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び使用前自主検査を実施した者の氏名）
六　使用前自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　使用前自主検査の結果の記録は、当該使用前自主検査の対象である貯留等工作物を廃止するまでの期間又は当該使用前自主検査を行った日から起算して五年を経過するまでの期間のいずれか長い期間保存するものとする。

（定期自主検査の対象）

第三十八条　法第七十七条の経済産業省令で定める貯留等工作物は、掘削用機械及び火薬類取扱所とする。

（定期自主検査の方法）

第三十九条　法第七十七条の定期自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法
二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

（定期自主検査の実施時期）

第四十条　法第七十七条の定期自主検査は、貯留等工作物の種類等に応じ、二年以内ごとに一回行うものとする。

（定期自主検査の記録の作成及び保存）

第四十一条　法第七十七条の規定により定期自主検査の記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一　定期自主検査年月日
二　定期自主検査の対象
三　定期自主検査の方法
四　定期自主検査の結果
五　定期自主検査を実施した者の氏名（定期自主検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の名称及び定期自主検査を実施した者の氏名）
六　定期自主検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

２　定期自主検査の結果の記録は、直近二回分を保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第四十二条　第三十七条第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十六条第一項及び第七十七条に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第三章　貯留層の探査

（法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法等）

第四十三条　法第百七条第一項に規定する地震探査法は、人工的に振動を起こすことで地震波を発生させ、その反射波を検知する方法をいうものとする。

２　法第百七条第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電磁法（電磁波を地表又は水底近くで発生させ、生じた電磁場の変化を検知する方法をいう。）
二　集中的サンプリング探査法（地表又は水底の岩石を収集する機器を用いて、当該岩石を集中的に収集する方法をいう。）

（探査の許可の申請）

第四十四条　法第百七条第二項の申請をしようとする者は、様式第二十六による申請書に、様式第二十七により次に掲げる事項を明示した探査を行おうとする区域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　申請の区域の所在地
二　申請の区域の面積
三　縮尺
四　申請の区域の形状を示す多角形の頂点となる地点（次号において「申請の区域の頂点」という。）及び右回りに付したその番号
五　平面直角座標系（平成十四年国土交通省告示第九号で定めるものをいう。）による申請の区域の頂点の座標値
六　申請の区域の境界線
七　申請の区域及びその付近の地形
八　その他回頭区域、予備調整区域、探査測線又は探査測点その他の探査を行う位置を把握するために必要な事項

２　前項の申請書には、申請者が法第百八条第二号イからチまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面を添えなければならない。

（探査の方法等）

第四十五条　法第百七条第二項の申請をしようとする者が、同項第四号に掲げる事項を申請書に記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　海域において探査を行おうとする場合にあっては、当該探査の用に供する船舶（当該探査に使用する警戒船等の船舶を含む。）の詳細
二　探査の用に供する装置及び機器の詳細
三　その他探査の具体的な方法を説明するために必要な事項